

安心・安全な電波利用環境の確保及び維持

誰もが安心・安全に電波の利便性を享受できる電波利用環境の維持

携帯電話やテレビ・ラジオ放送をはじめ、電波は私たちの暮らしに深く関わっていますが、ルールを守って利用しなければ混信・妨害や電波障害を起こすことがあります。

特に警察、消防・救急、航空交通管制、海上保安、電気・ガス事業、放送・電気通信事業等で利用されている「重要無線通信」に対する混信・妨害等については、人命の安全や財産の保全にかかわることから、迅速かつ的確な対応に努めています。

また、業務用無線局やアマチュア無線局等についても、効率的・効果的な電波監視に努め、電波法令違反等には厳正に対処しています。

さらに、不法無線局の開設等を未然に防止するため、テレビ、新聞、交通広告、ポスター・リーフレットなどを活用して周知広報活動を実施しています。

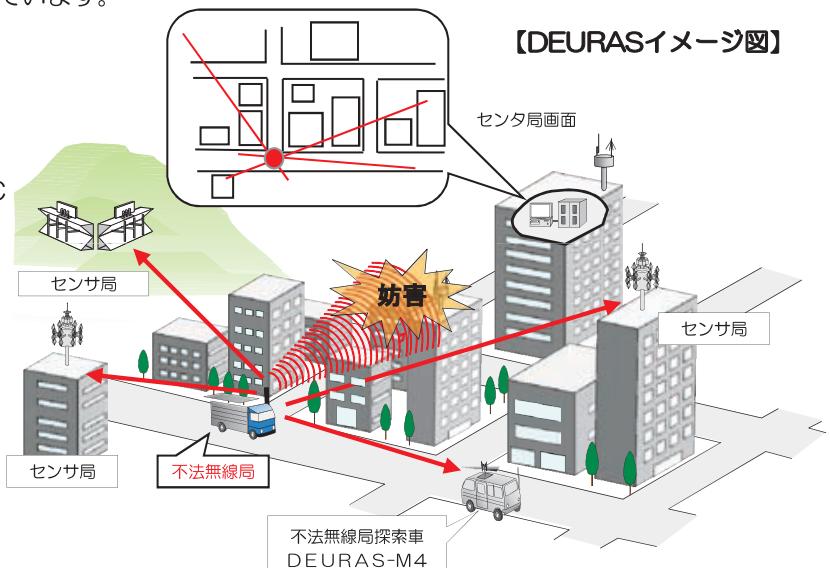
I 重要無線通信妨害に対する迅速な対応

1. 電波監視システム DEURAS (DEtect Unlicensed RAdio Stations: デューラス)

当局は、道内28カ所に設置したDEURASセンサ局からのデータに基づく不法無線の発射源の迅速な探索と24時間の自動監視により、効果的な電波監視を行っています。

また、方向探知処理装置や遠隔制御装置などを搭載した不法無線局探索車（DEURAS-M）を配備し、機動力を生かしての不法無線局等の探査を行っています。

平成22年6月に札幌市で開催されたAPEC貿易担当大臣会合では、当局に「重要無線通信妨害対策実施本部」を設置し、開催期間前日から終了日までの間、連続有人監視体制による電波監視を強化し、重要無線通信妨害への即応体制を確保した結果、重要無線通信等への電波妨害の発生はありませんでした。



2. 電波監視に基づく対応状況

①アマチュア無線の違反に対する対応

電波監視により確認した違反に対しては、電波規正用無線局を運用し、直接、電波による規正を行い、違反している無線局に対して正常な運用に戻すよう注意・警告を行っています。（平成21年度は309回、平成20年度は573回。）

また、電波による規正に応じない悪質な違反に対しては、調査を行った上で、行政指導を行っています。（平成21年度は4件4局、平成20年度は2件3局。）

② 業務用無線（各種業務、簡易無線）の違反に対する対応

電波監視により確認した違反に対しては、違反者を特定し、状況に応じて適正な処分を行っています。（平成21年度は20件112局、平成20年度は29件87局。）

③ 外国規格無線の使用に対する対応

日本国内での使用が認められていない外国規格無線機については、海外からの観光客の増加に伴って外国人が使用する事例や、日本人がインターネットオークションなどで購入して使用する事例が増加しています。電波監視により確認した違反に対しては、パンフレットやパネル等を利用して日本国内では利用できないことを明確に伝え、再発防止に努めています。（平成21年度は36件110局、平成20年度は11件27局。）



【日本国内で使用できない外国規格無線機の例】



FRS GMRS FRS/GMRS GMRS UHF-CB/PRS

外国規格無線機の指導状況

指導内訳	平成20年度		平成21年度	
外国規格無線機	11件	27局	36件	110局
(内訳) 法人(国内)	2社	6局	10社	63局
個人(日本人)	3名	4局	10名	25局
個人(外国人)	5名	13局	13名	16局
その他(国内・任意団体)	1団体	4局	3団体	6局



港湾における共同取締まりの様子

3. 不法無線局の検査機関との取締り状況

不法無線局対策として、路上や港湾において、検査機関（北海道警察、第一管区海上保安本部）と共同で取締りを実施しています。

平成21年度は17名17局を摘発し、11名11局に対して行政指導を行いました。

II 電波の安全性に関する取組

電波の性質や人体に与える影響など、電波の安全性について正しい理解を深めていただくために、道内各地で一般の方向けに説明会を開催し、パンフレット配布等の周知活動を行っています。

電波防護指針

国では「電波防護指針」を策定し、電波が人体に好ましくない影響を及ぼさない安全な状況であるか否かの判断をする際の基本的考え方・基準値等を示すとともに、この指針に基づく規制を導入しています。なお電波による影響でも、無線通信への混信や医療機器、電気・電子機器等に及ぼす影響は生物に及ぼすメカニズムとは全く異なるため、電波防護指針の対象としていません。

電波防護指針では熱作用により人体に有害な影響が及ぶ可能性のある全身における電波の吸収量に、約50倍の安全率を考慮して、この基準値を定めています。これは国際ガイドラインと同等であり、世界保健機関（WHO）はこのガイドラインを支持しています。



III 電波利用環境保護にかかる周知広報活動

公共工事関係の安全大会などに職員が出向き、不法・違法無線局の使用をしないように周知啓発を行っています。また、平成22年度の「電波利用環境保護周知啓発強化期間」(6月1日～10日)には、道内の民放テレビ局及びケーブルテレビ局による周知啓発用CMの放送、新聞広告の掲載、無線を利用する道内約1,800団体へのポスター等の配布、公共交通機関での中吊り広告等により集中的に周知広報を行いました。

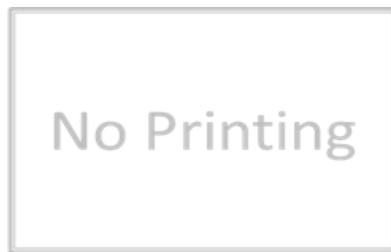
この他、外国規格無線機の使用防止対策として、ニセコ地区のスキー場において、リフト乗降場の看板設置や、スキー場での5か国語アナウンスなど外国人観光客向けの周知広報も行っています。



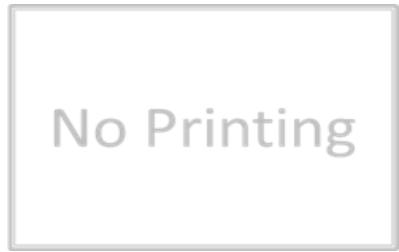
平成22年度電波利用
環境保護用ポスター



ニセコ地区スキー場内リフト昇降場の看板設置による外国人向け周知



JR中吊り広告



バス内モニターでのCM放送